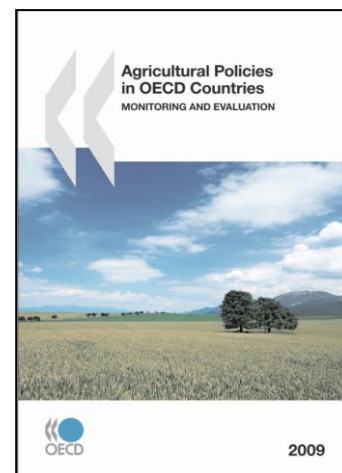


Agricultural Policies in OECD Countries 2009: Monitoring and Evaluation

Summary in Japanese



OECD 諸国の農業政策 2009 年版 監視と評価

日本語要約

エグゼクティブ・サマリー

OECD 諸国の生産者助成は 1986 年以降の最低水準

2008 年の OECD 地域の生産者助成は、生産者助成推計額（PSE）ベースで 2,650 億米ドル（1,820 億ユーロ）であった。これが OECD 農家総収入合計額に占める比率は 21% で、2007 年の 22%、2006 年の 26% を下回った。現在の生産者助成水準は 1980 年代半ば以降の最低である。

これは主に世界価格の大幅 な変動を反映

2007 年同様に 2008 年の助成が減少したのは、主に、各国政府の明示的な政策改革によるものではなく、世界の農産物価格が高騰したためであった。世界価格は、2008 年下

期には下落したものの、総体として見ると依然として長期平均を超えていた。世界価格の高騰を背景に、国内価格下支え政策と景気循環対抗的な助成による移転が減少し、生産者助成総額は削減されることになった。しかし、過去や直近の経験が示すように、いったん世界価格が極めて高い水準から下落に転じると、国境保護や価格関連の国内支持措置は再び活性化する。

2008年の世界経済は危機の 深刻な打撃を受ける

今回のレビュー対象期間の特徴をなしていたのは世界経済の例外的な動向である。金融市場の状況は2008年下期から劇的に悪化した。企業景況感／消費者信頼感と株価は世界的に崩落し、工業生産と貿易は縮小し、失業率は急上昇した。2008年のOECD地域の経済成長は大幅に鈍化し、一部の国では下期の実質GDP成長率がマイナスに転落した。景気の悪化は過去60年間見られなかったほど深く、かつ広がっている。

一次産品価格は過去最高水 準から下落に転じる

金融危機の発生時、一次産品価格は名目ベースで過去最高水準に達していた。一次産品価格は2007年に急騰し、2008年半ばには極めて高い水準に達した。価格の上昇は一次産品市場動揺の社会的影響を鮮明に浮かび上がらせている。食料価格の高騰は世界の飢餓や貧困水準に悪影響をもたらすとの懸念が深刻化している。価格動向は2008年半ばに突然反転し、一次産品価格は2007年前半の水準へと下落した。

農業は今回の危機による打 撃を他部門ほど受けない可 能性も

金融経済危機が農業部門に及ぼす影響はまだ続いている。大体において、危機が特定の経済部門に及ぼす影響は、きつくなる信用条件や需要の落ち込みにどの程度さらされているかによる。これらの点で、大半のOECD諸国の農業は、金融エクスポージャーが比較的少ないこと、需要が所得の減少にさほど敏感でないこと、支援策がすでに存在していること、さらに、価格の高騰期に収入が蓄積されているケースもあることなどにより、他部門よりましなはずである。しかし、他部門より持久力があると考えられるにもかかわらず、農業は経済全体の調整と一次産品価格のボラティリティの強まりという文脈の中で調整されることになるだろう。非農業部門の雇用喪失は、農家その他の農村世帯の農業外の雇用や収入の機会を減らすことになるの

で、農村経済はより大きな影響を受ける可能性がある。

市場の動揺と経済危機が特別な政策行動を誘発

OECD 各国政府は、危機によってもたらされた一次産品価格のボラティリティと金融逼迫への対応策を講じた。世界価格高騰が消費者へ及ぼす影響を緩和するため、農業・食料品目の関税引き下げや輸出障壁を実施した国もあれば、農業投入材（肥料など）の輸入関税引き下げ、農業投入材関連の補助金導入、特定の農家部門への直接支援の提供などを実施した国もある。同様の対策は多くの新興国や開発途上国でも講じられた。こうした対策が現実的にどのような影響を及ぼすかは明確ではない。多くの国で講じられた措置は特に貧しい消費者を対象としたものではなく、また、実際にはグローバル市場の動揺を強めかねないものである。2008 年末に金融経済危機の深刻さが誰の目にも明らかになると、一部の OECD 諸国は、信用優遇措置、税還付、追加直接支援など、農業部門の金融逼迫の軽減に向けた特別措置の発表や、導入などを行った。

一部の OECD 諸国は重要な政策変更で合意

一部の国では農業政策枠組みでも重要な動きがあった。欧州連合（EU）では共通農業政策（CAP）の「ヘルスチェック」が完了し、多くの分野の体制改革で進展が見られた。米国は 2008～2012 年の農業・保全・エネルギー法のための新農業法を承認した。カナダは 2008～2013 年の「成長に向けた前進」枠組みのビジネスリスク管理部分について合意に達した。

政策改革の進展状況はさまざま

EU の改革は、単一支払制度（SPS）の拡大によって示される助成と生産の切り離し（デカップリング）をさらに一歩進めたことを意味する。EU 加盟国は SPS からシフトされる資金をこれまでより柔軟に支出できるようになる。この結果、政策は的を絞り込みやすくなるが、加盟国はよりの的を絞りこんだ措置を設計・実施するという新たな課題を抱えることになる。米国の新農家法は政策の抜本的変更を伴うものではないが、助成対象品目の拡大、一部の貸付金利と目標価格の引き上げ、平均作物収入選択（ACRE）プログラムの新規導入などが行われる。将来の価格や ACRE プログラムの実際の運用がどうなるか不透明なため、現段階では市場価格への影響は不明である。

特に政策が注力しているのはリスク管理や・・・

EU は共同の財源による保険や投資信託向け補助金の可能性を開き、一部の新規 EU 加盟国は自国の財源による保険向け補助金を導入した。その他の国も、米国の新農業法における景気循環対抗的なプログラムの改定や追加、韓国の災害保険の拡大など、リスク関連措置を強化した。多くの OECD 諸国（特にカナダ）はより安定した災害援助枠組みを構築しつつあるが、特別な緊急支援措置も残されている。頻度、含意される助成額、生産への歪曲、他のリスク管理戦略締め出しの恐れなど、新たなリスク管理政策の効率性については体系的に綿密な評価を実施する必要がある。

気候変動、農業・環境の持続可能性など

OECD 諸国では、気候変動や水の入手可能性についても懸念が強まっている。一部の国は、気候変動の研究や監視向けの公的資金の増額や、農業を適応させるための戦略や行動の導入などを行った。多くの国は、一次産品需要、水利用、温室効果ガス排出量軽減への影響を巡る先行き不透明感にもかかわらず、農業用原料からの再生可能エネルギーを増やすさまざまな政策を継続した。土地の保護・保全も引き続き優先課題となっている。新規の農業・環境措置にも水管理、汚染削減、生物多様性、景観保護などの強化改善に係るものがある。

多くの国は二国間／地域取り決めに追求

WTO 農業交渉のモダリティに関する集中作業は 2008 年末まで継続した。これまでのところ多国間合意には至っていないが、2009 年 3 月の G20 サミットで各国首脳は WTO ドーハ開発アジェンダの大胆かつ均衡のとれた妥結に向けて取り組んでいくことを確認した。多国間交渉は遅れているが、多くの OECD 諸国は新たな二国間や地域的な貿易取り決めに追求している。

全ての OECD 諸国で農業助成総額は減少

生産者助成（PSE）、研究・インフラ・検査・マーケティング・販売促進など農業向け一般サービスへの助成、消費者向け補助金などを合わせた 2006～2008 年の農業部門向け助成総額は推計で 3,680 億米ドル（2,710 億ユーロ）であった。これは OECD 全体の GDP の 0.9%で、1986～1988 年の 2.5%から低下した。農業助成の GDP 比は全ての OECD

諸国で減少しているが、これは主に GDP に占める農業のシェアが低下していることを反映したものである。

現在の生産にリンクしている助成は減少

相対的な助成水準が落ち込んでいるばかりでなく、助成方法も変化している。助成は、生産量ベースや利用される可変投入物ベースから、作付面積や家畜数などという他のパラメータベースやこうしたパラメータの歴史的な水準や固定された水準ベースへとシフトしている。ここ何年かは世界価格の高騰も大きな役割を果たしているが、生産量ベースの助成が削減していることは、国内価格と輸出入価格の差が縮小していること——1986～1988年の50%（OECD平均）から2006～2008年には16%に縮小——にはっきりと表れている。

生産義務を伴わない支払い増加が農家の柔軟性を高めている

近年のプログラムの中には、助成と生産の切り離し（デカップリング）をさらに一步進めたものもある。農家向け支払いは、何種類かの品目やどのような品目でも支払いを受けられるようにするなどして、特定品目の生産との結び付きを弱めている。さらに、2006～2008年にはOECD地域の生産者向け助成総額の約4分の1が、特に米国の直接支払いやEUの単一支払いなど、助成を受けるために何らかの品目の生産を農家に義務付けない政策によるものであった。ただし、コメ、砂糖、一部の牧畜製品については個別品目ベースの助成が多額に上っている。コメの場合、こうした助成が2006～2008年の生産者コメ収入総額の60%を占めた。

助成政策は農家に特定の生産慣行の採用を義務付ける方向に

助成は、環境保全、動物愛護、食糧安全保障など、より広範な目標を追求する中で、農家に特定の生産慣行の採用を義務付ける方向へと進んでいる。こうした義務の履行を条件とする支払いは1986～1988年のOECDのPSE総額の4%であったが、2006～2008年にはこの比率が32%へと上昇した（現時点ではこうした支払いの過半数はEU）。OECD諸国の中で投入物に何らかの制限を課す助成が生産者向け助成総額に占める比率が最も高い（約50%）のはEU、米国、スイスである。

減少しているとはいえ、歪曲的な助成の大半がまだ主流を占め、改革は国によってまちまち

最も生産を歪曲する恐れのある助成は水準、比率ともはっきりと減少してきているが、OECD 諸国の過半数では極めて歪曲的と考えられる政策が引き続き主流を占めている。生産量ベースの助成（国境保護も含む）と可変投入物の利用に何の制限も課さない助成は 2006～2008 年の OECD の総 PSE の 56% を占めた。改革も状況はさまざまである。助成のデカップリング実施をさらに進めている国もあれば、まだデカップリングを始めたばかりの国もある。2006～2008 年の OECD 諸国の生産者向け助成水準は、ニュージーランド 1%、オーストラリア 6%、米国 10%、メキシコ 13%、カナダ 18%、トルコ 21%、EU27%、日本 49%、アイスランド 58%、スイス 60%、韓国 61%、ノルウェー 62% と、開きが大きかった。

現在の経済情勢と市場状態が新たな課題を生み出している

世界的な経済危機、希少資源を巡る競争の激化、価格ボラティリティの増加、世界的な食糧安全保障に関する懸念の強まりなどが政策当局に新たな課題をもたらしている。政府による現在の景気刺激策も多くの国の財政能力に重くのしかかっている。景気後退（リセッション）から脱却するにつれ、各国政府は厳しさを増した財政事情に直面し、農業など多くの分野の部門別政策の更なる見直し機運が強まるだろう。

これは政策改革の好機でもある

将来を展望すると、こうした状況は、各国政府が自国の政策行動をその新しい経済、社会、環境関連の政策目標への取り組みに適応させる好機にもなり得るものである。

© OECD 2009

本要約は **OECD** の公式翻訳ではありません。

本要約の転載は、OECD の著作権と原書名を明記することを条件に許可されます。

多言語版要約は、英語とフランス語で発表された **OECD** 出版物の抄録を翻訳したものです。

OECD オンラインブックショップから無料で入手できます。 www.oecd.org/bookshop/

お問い合わせは OECD 広報局著作権・翻訳部にお願いいたします。

rights@oecd.org

fax: +33 (0)1 45 24 99 30

OECD Rights and Translation unit (PAC)
2 rue André-Pascal, 75116
Paris, France

Visit our website www.oecd.org/rights/

